



《会計・税務の知識》 税制改正(非上場株式の納税猶予制度)

はじめに

平成 29 年度の税制改正法と関係する政省令が 4 月 1 日より施行されています。

今回はその中から非上場会社のオーナー様にとっては特に関心が高いと思われる非上場株式の納税猶予制度に関する改正内容をご案内します。

1. 非上場株式の納税猶予制度とは

非上場株式の相続税(贈与税)の納税猶予制度とは、後継者である相続人等(受贈者)が、相続等(贈与)により非上場株式等を先代経営者から取得した場合に、一定の要件の下、その納付すべき相続税(贈与税)のうち、非上場株式等に係る課税価格の 80%(100%)に対応する相続税(贈与税)の納税が猶予される制度です。

2. 平成 29 年度改正の内容

(1) 贈与税の納税猶予と相続時精算課税の併用

贈与税の納税猶予を受ける際に相続時精算課税制度と併用ができるようになりました。

これまでは、認定が取り消された場合に通常の贈与税の税率(累進で最大 55%)により高額な税負担が発生するリスクがありましたが、改正後は相続時精算課税(20%)を併用することで否認された場合のリスクを軽減できるようになります。

(2) 雇用維持要件の緩和

経営承継期間中(納税猶予の適用後 5 年間)に維持しなければならない従業者数は、贈与等の日における従業者数の 8 割以上(5 年間の各基準日時点における平均で判定)とされていますが、この判定にあたり 1 人未満の端数の処理が切り上げから切り捨てによることとされました。

特に従業者数が少ない会社にとっては、影響が大きいと考えます。

(3) 認定承継会社の要件の緩和

贈与税の納税猶予を適用し、その後贈与者の死亡により相続税の納税猶予に移行する際の、認定承継会社の要件のうち、「中小企業であること」及び「非上場会社であること」が廃止されました。

これまでは後継者が上記要件を充足するため会社の成長に消極的になる可能性があり、制度趣旨との矛盾が生じていました。

(4) 災害等に関する措置

納税猶予を適用した非上場株式等について、自然災害や取引先の倒産等(以下「災害等」)の不測

の事態により会社に大きな損害が生じた場合の救済措置が設けられました。

具体的には、災害等により一定の事由に該当した会社に係る非上場株式等について、災害等の発生前又は災害等の発生した日から同日以後 1 年を経過する日までの間に相続等により取得し、相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている場合に、一定の事由に該当するときには、以下のとおり (i) 納税猶予税額が免除、又は (ii) 納税猶予期間中の要件が免除若しくは緩和される措置が講じられています。

(i) 納税猶予税額の免除

会社が次の事由(①から③までのいずれか)に該当し、災害等が発生した日以後の経営承継期間内に、以下の免除事由(イ又はロ)に該当することとなったときには、経営承継期間内であっても納税猶予税額が免除されます。

(会社の事由)

①	災害により滅失した会社の資産が、総資産の 30%以上
②	災害により損壊した事業所で雇用されていた従業員数が、従業員総数の 20%以上
③	中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 1 号から第 4 号のいずれかに該当し、その事由等が発生した日以後の 6 か月間の売上高が前年同期間の売上高の 70%以下

(免除事由)

イ	承継者が非上場株式等の全部を譲渡等した場合で、民事再生法等の規定による再生・更生計画に基づき行う譲渡等
ロ	会社について破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令があったとき

(ii) 納税猶予期間中の要件の免除又は緩和

上記 (i) の①から③までのいずれかに該当した場合に、経営承継期間中の雇用維持要件等について免除又は緩和される措置が講じられています。

(5) 適用時期

上記 (1) から (3) の改正は平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等について、(4) の改正は平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した災害等について適用されます。

(担当：大山)